

事前質問一覧(条例) ※出席者名簿順に掲載しています。

資料1-3

No.	頁	項目	ご質問	回答	所属団体等	委員名
1	7・23	5(2)⑥ 教育の支援体制の整備及び充実等	インクルーシブ教育についてはこれまでも特別支援学校と小中学校の交流の推進など、ご尽力されてきたと思いますが、距離が離れているとなかなか積み重ねができないように思われます。 長野県では須坂市立須坂小学校の校舎内に須坂市立須坂支援学校が設置され、日常的な交流や共同学習が行われているそうです。また、佐久穂町立佐久穂小中学校内の校舎内にも小諸養護学校のゆめゆりの丘分教室が設置されているそうです。 近年、小中学校の在籍数が減っていますので、小中学校と特別支援学校との場の共有を図ることにより、インクルーシブ教育を一層推進できるのではないのでしょうか。	いただいた御意見を教育庁にお伝えし、今後の具体的な施策・取組検討の参考とさせていただきます。	元青森県視覚障害者情報センター所長	對馬礼子
2	11	2定義 9インクルーシブ教育システム	手話を必要とするろう児生徒にはまず、「手話教育」の提供が重要です。それには同じ聴覚障害のあるろう児生徒が集まるコミュニティの場を保障する必要があるため、ここで「障がいのある者と障がいのない者が可能な限り共に学ぶ仕組み」のみに言及することは、手話教育を排除しているようにみえます。 2022年9月の国連障害者権利委員会から日本政府に出された総括所見にもあるように、日本は手話の習得及びろう社会の言語的なアイデンティティの獲得のための機会が十分に保障されていない環境にあり、国及び地方自治体にはこれを改善していく責務があると考えます。 国の定義に画一的に従うのではなく、手話教育の充実も含めた「インクルーシブ教育システム」の青森県モデルを考案してください。 インクルーシブ教育システム青森モデルの定義として、「障がいのある者と障がいのない者が可能な限り共に学ぶ仕組みであり、きこえない・きこえにくい者については手話による言語的アイデンティティが獲得されること」と修正することを提案します。	条例案において「インクルーシブ教育の青森モデル」を定義することは難しいですが、いただいた御意見を教育庁にお伝えし、今後の具体的な施策・取組検討の参考とさせていただきます。	青森県ろうあ協会	浅利義弘
3	12	3基本理念 (6)	(6)の文章では障がい者の必要な情報の習得利用イコール情報通信技術の活用の拡大、周知とされている。 ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法により、基本理念第3条1～4項が明記されたことを踏まえ、『(6) 全ての障がい者が、必要な情報を円滑に取得し、利用すること及び意思疎通手段の選択ができるよう、情報通信技術の活用機会の拡大及び周知等が図られること』と追加記載していただきたい。※(地方公共団体の責務等)第4条2項を参照。 ・聴覚障がい者によって、情報の取得利用にあっては意思疎通支援者の確保が必要不可欠です。情報通信技術だけではないという趣旨を理解いただきたい。	御意見を踏まえ、骨子案を下記のとおり変更いたします。 【現行】必要な情報を円滑に取得し、利用することができるよう、 【変更】必要な情報を円滑に取得し、利用すること及び意思疎通手段の選択ができるよう、	青森県ろうあ協会	浅利義弘
4	13	4(1)県の責務 ①	・「市町村の協力を得て」について、確かに各種事業の主体は市町村かも知れない。しかし、県としての主体的は取り組みもあるはず。「市町村の協力を得て」という受け身ではなくもっと積極的な姿勢が望まれます。	骨子案でお示ししている施策・取組は、基本的に県が主体として積極的に行うものとなっております。市町村が主体となるべき取組も様々ありますが、地方自治法の規定を踏まえますと県の条例で市町村の責務を規定するのは難しいことから、「市町村の協力を得て」との表現を用いております。	青森県ろうあ協会	浅利義弘
5	16	5施策・取組	・相談支援という取組がたいへん重要です。(あらゆる障がい、家族も含めて)すべての施策・取組の入口にもなるものです。この趣旨をご理解ください。(生活支援の一部ということではなく) ・仮に、すでに相談窓口を設置としても、そこには手話通訳者もなく、来る相談を受けるだけです。 ・もっと、積極的に出向くなどの仕組みを整備できませんか。 ・きこえない・きこえにくい人の場合はきこえない当事者相談員と手話通訳者との協働した支援をするなど、高齢・障がい等の特性や一人ひとりのニーズに見合った支援を実施していただきたい。	御意見のとおり、相談支援の取組は大変重要と認識しております。県のみならず、市町村と連携の上で、相談支援の充実に向けた今後の具体的な施策・取組検討の参考とさせていただきます。	青森県ろうあ協会	浅利義弘

事前質問一覧(条例) ※出席者名簿順に掲載しています。

資料1-3

No.	頁	項目	ご質問	回答	所属団体等	委員名
6	18	5(1)③ 合理的配慮	i 全ての行政機関・事業者は～努める ii 全ての行政機関は行うものとする 法的にはそのように規定されていますが行政・事業者ともに理解が不十分でその都度障がい者が声をあげなければならないのが現状です。 このため、iiiとして県としての周知や相談など積極的な姿勢を明示できないか。	合理的な配慮の提供に関して、行政・事業者への周知は重要と認識しております。具体的な施策・取組につきましては、別途個別に検討させていただきます。	青森県ろうあ協会	浅利義弘
7	20	5(2)② 生活環境の充実	iv <u>手話マーク、筆談マーク、耳のマーク</u> を入れてください。内閣府より参考資料としては、各省庁・自治体・団体が作成・所管する障害者に関するマークの一例を紹介されています。	個別具体的な名称を条例に全て盛り込むことはできませんので、御理解願います。御意見を踏まえ、下記のとおり骨子案を変更いたします。 【現行】ヘルプマーク装着者その他 【変更】ヘルプマーク <u>笠</u> 装着者その他	青森県ろうあ協会	浅利義弘
8	21	5(2)③ 情報アクセシビリティの保障等	・コミュニケーション手段を選択保障の充実に関する追加記載してください。理由は「情報アクセシビリティの保障」が明記されているから。	御意見を踏まえ、下記のとおり骨子案を変更いたします。 【現行】コミュニケーション手段の充実に関する 【変更】コミュニケーション手段の <u>選択保障</u> の充実に関する	青森県ろうあ協会	浅利義弘
9	24	5(2)⑧ 障がい者スポーツの推進	・スポーツ基本法の改正より、デフリンピックが明記されたことを踏まえ、「パラスポーツ・デフスポーツ」を記載していただきたい。 ・障がい者スポーツ指導員でなく、「 <u>パラスポーツ指導員</u> 」が明記されている。	「障がい者スポーツ」の表記等について整理し、骨子案の変更を検討いたします。	青森県ろうあ協会	浅利義弘
10	25	6財政上の措置	・「講ずるよう努める」→「講ずるものとする」に修正してください。理由は障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法、手話施策推進法により、「法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない」が明記されているから。	本県の条例はすべて財政運営について「講ずるよう努める」としているためそれに準じた記載としています。	青森県ろうあ協会	浅利義弘
11		障害者等の意見の尊重	・青森県障がい者施策協議会で意見等を実施しているが、青森県障がい者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例と青森県手話言語条例を施行してから6年目になったが、ろう者等の意見の場は一度も実施していない。理由もお知らせください。	「青森県手話言語条例」及び「青森県障がい者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例」では、県がろう者等から直接意見を聴取する機会を設定することまでは規定していませんが、県ではこれまで、＃あおばなも含めて関係団体との意見交換や各種協議会等の機会を通じて、障がい当事者の皆様から御意見をいただき、施策の推進に努めてきたところです。	青森県ろうあ協会	浅利義弘
12	9	2定義 1障がい者 2障がい児	2 障がい児 18歳未満の障がい者(医療的ケア児や重症心身障害児を含む)に定義される医療的ケア児や重症心身障害児の文言に対応する医療的ケア者、重症心身障害者の文言が明記されていないため。 1 障害者の定義の、精神障がい(発達障がい及び高次機能障がいを含む。)の後に重症心身障がい を入れてください。	御意見を踏まえ、下記のとおり骨子案を変更いたします。 【現行】精神障がい(発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。)、難病に起因する障がいその他の心身の機能の障がい 【変更】精神障がい(発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。)、 <u>重症心身障がい</u> 、難病に起因する障がいその他の心身の機能の障がい	青森県重症心身障害児(者)を守る会	一戸由佳
13	9	2定義 1障がい者 2障がい児	同じく1 障害者の定義の3行目 障がい及び の、「障がい」の後に「、障がいに伴う医療的ケア」及び社会的障壁により…と、重症心身障害という文言と、医療的ケア という文言を条例の中に明記していただきたいと思えます。条例の中に明記されることにより、今後具体的な、医療的ケア児、者、重症心身障害児、者に対する児者一貫の支援につながると考えます。	御意見を踏まえ、下記のとおり骨子案を変更いたします。 【現行】障がい及び社会的障壁により 【変更】障がい、 <u>障がいに伴う医療的ケア</u> 及び社会的障壁により	青森県重症心身障害児(者)を守る会	一戸由佳
14	23	5(2)⑤ 医療等を要する障がい者への支援	iii 県は、医療的ケア児者や重症心身障害児者等とその家族が安心して在宅生活を送ることができるよう必要な支援を行うものとする。 と児者一貫の支援を明記していただきたいです。意味的に内包しているであろうことは十分わかるのですが、条例に明記されることがとても重要だと考えるためです。	御意見を踏まえ、下記のとおり骨子案を変更いたします。 【現行】県は、医療的ケア児や重症心身障害児等とその家族が 【変更】県は、医療的ケア児者や重症心身障害児者等とその家族が	青森県重症心身障害児(者)を守る会	一戸由佳

No.	頁	項目	ご質問	回答	所属団体等	委員名
15	13・19	4(1) 県の責務 5(2)① 生活支援の充実	令和8年3月31日付け厚生労働省・こども家庭庁通知「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後概要では 2. 本指針の構成 第四 その他 自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等 一 障害者等に対する虐待の防止の明記があり、 3. 基本指針見直しの主な事項 ⑭障害者等に対する虐待の防止等 ・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進とある。 本県の「新条例の制定について」障がい者虐待という文言は骨子案P19に関連するものだけである。 iiiにおいて、県は、市町村その他の関係機関の協力を得て、障がい者に対する虐待等の防止に関し、障害福祉サービス提供事業者等への啓発及び研修を行うものとある。しかし、<u>県内市町村の実態を踏まえ、事業所等のみならず、障がい者虐待の通報・届出先である市町村の体制整備の強化も必要</u>であると感している。 制定の背景から障がい者差別解消法を踏まえていることは理解しているが、<u>国の基本指針見直しを参考にするのであれば、県の責務として体制整備についても明文化できないものか</u>と考える。	御意見を踏まえ、骨子案の変更(4(1)県の責務または5(2)①生活支援の充実に市町村の体制整備の強化にかかる記載の追加)を検討いたします。	青森県社会福祉協議会	川嶋由紀子
16	21	5(2)③ 情報アクセシビリティの保障	県が実施している「障がい者ピアサポーター養成研修」では、基礎研修・専門研修・フォローアップ研修と専門性を高める取組をしながら、H30年から受講者も増えて、県知事名で修了証も交付されていますが、この取組が精神障がい者に知られていないようです。3月に青森市で「ピアサポーターについて」の研修会を行ったところ多くの当事者が参加されて、関心はあったが、やっていることは知らなかったのも、今後開催されたいらぜひ参加したいとの意見が多くありました。今年度の募集が出たので希望者には当方で案内をしました。このように欲しい情報がどこから得られるのかわからない障がい者が大勢います。手話言語条例のようにピアサポーター養成についても位置付けをわかりやすくしてほしいと思います。	次期青森県障がい者計画において新条例に基づく具体的な施策・取組の位置づけを整理することとしております。障がい者ピアサポート養成研修についても、当事者の方に分かりやすくお伝えできるよう位置づけを明確にし、周知を強化していきます。	青森県精神保健福祉会	桐原郁子
17	10～11	2定義 4～7	ここでいう「障がい者」とは「障がい児」を含むものと解してよろしいでしょうか。その場合、「障がい者(児)」など併記する必要があるように思います。	「障がい者」には「障がい児」を含んでおります。条例審議担当課からの指示により併記は見送ることとしました。	八戸市障がい福祉課	中村栄司
18	24～25	5(2)⑧ 障がい者スポーツ ⑨文化芸術活動の推進	⑨では「…県民が”共に”文化芸術活動に親しみ…」とあり、⑧では「…県民が障害者スポーツに親しみ…」と”共に”という文言が入っていませんが、この違いはなぜでしょうか。	”共に”の文言の有無は統一すべきと考えますので、P.24⑧iについて下記のとおり骨子案を変更いたします。 【現行】県民が障がい者スポーツに親しみ 【変更】県民が<u>共に</u>障がい者スポーツに親しみ	八戸市障がい福祉課	中村栄司
19	18・20	5(1)③ 合理的配慮 5(2)② 生活環境の充実	条例案の構成および既存条例との関係 本条例案では、建物・道路・交通機関等のバリアフリー化や、合理的配慮のための施設整備など、建築・都市空間に関わる事項が示されています。一方で、県には既に「青森県福祉のまちづくり条例」が存在し、建築物のバリアフリー化等について一定の規定があります。つきましては、本条例と福祉のまちづくり条例との関係性、役割分担、または補完関係についてどのように整理されているのかご説明をお願いいたします。 特に、 ・どちらの条例が建築物のバリアフリー化の基本的枠組みを担うのか ・今後、両条例の運用において事業者や設計者が混乱しないよう、整理や周知をどのように進めるのか 以上の点について確認させていただきたく存じます。	「青森県福祉のまちづくり条例」については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」との整合性も含めて条例の取扱いの方向性の検討が必要と考えております。一方で、本条例において施設整備の基準等を設けることは想定しておりませんが、生活環境の充実や合理的配慮の提供に向けて必要な規定を設けてまいります。 御指摘の点については、今後庁内関係課で検討を進めます。	青森県建築士事務所協会	山口聡